



定例会
毎月第1日曜

知的夢工房

発明工夫、アイデア、知的財産を楽しむ会

第169号

平成27年3月1日

発行 知的夢工房

TEL050-3344-5032 熊本



最近の特許や商標 改正の動き



特許や商標の料金や新タイプ商標保護等の改正がありますので概要を紹介します。

1、特許や商標の料金改正

特許庁は、企業の国際競争力強化を狙いとして、2008年以來7年ぶりに、特許と商標の出願維持に係る料金を年内にも次の通り引き下げる方針です（朝日新聞、2015年2月11日）。

・特許については、出願料を現在の15,000円から14,000円に、また、特許取得後の維持の為に支払う特許料(いわゆる年金)は、その基本料金部分を1～3年目が年2,300円から2,100円に、4～6年目を年7,100円から6,400円にと10%ほど引き下げるなどです。ただ、請求項の数に応じ加算する額などは据え置かれます。

・商標については、登録料を37,600円から28,200円へ、10年毎に必要な登録更新料は48,500円から38,800円へ引き下げられます。



2、商標改正「新しいタイプの商標」について

ここしばらく話題となっていた新しいタイプの商標の保護については、先般(2015年1月23日)特許庁の説明会が開催され、2015年4月1日より表-1に示すものが新タイプとして商標登録出来るという事です。欧米ではこのタイプの商標はすでに登録が認められていて、例えば、マイクロソフト社のウインドウズの起動音やティーファニー社のイメージカラー(淡いブルー)などが周知です。詳細については紙面の都合上省略しますが、特許庁のホームページの「新しいタイプの商標の保護制度について」などを参照下さい。

私たちも、新たな視点から商標の勉強に取り組み、前進しましょう!!



(表-1)新たに登録できる様になった5つのタイプの商標

新しいタイプの商標	保護対象の内容
動き商標	文字や図形等が時間の経過に伴って変化する商標 (例えば、テレビやコンピュータ図面等に映し出される変化する文字や図形など)
ホログラム商標	文字や図形等がホログラフィーその他の方法により変化する商標 (見る角度によって変化して見える文字や図形など)
色彩のみからなる商標	単色又は複数の色彩の組合せのみからなる商標 (これまでの図形等と色彩が結合したものではない商標) (例えば、商品の包装紙や広告用の看板に使用される色彩など)
音商標	音楽、音声、自然音等からなる商標であり、聴覚で認識される商標 (例えば、CMなどに使われるサウンドロゴやパソコンの起動音など)
位置商標	文字や図形等の標章であって、商品等に付す位置が特定される商標



< 知的夢工房への入会のお誘い >

< 発明工夫好きの人 大歓迎! 一緒にヒット商品を! >

< 定例会: 毎月第1日曜日 13時~17時 > < 年会費: 6千円 >

連絡先; 050-3344-5032

ホームページ; 知的夢工房 <http://www.yume.ch/>

